

◇番号	201603
◇研究機関名	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】 平成 25 年 3 月、宮城県警察から、機構職員(当時) S と業者 DW との間の契約で研究費不正使用の疑いがあるとして捜査への協力を求められたことから発覚。また、調査の過程で I 社との間の契約で不正使用の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】 平成 25 年 3 月から初動調査を開始するとともに、警察の捜査に協力した。同年 5 月に S が逮捕され、機構は同月に研究費不正防止対策委員会を設置し、不正行為の調査及び原因究明、機構内の総点検、再発防止策の検討等を行った。なお、同年 6 月に S は 2 件の契約で機構から金銭を騙し取ったとして起訴され、平成 28 年 6 月 14 日に仙台地方裁判所は S に対し懲役 2 年執行猶予 4 年の判決を下した。</p>
◇調査	<p>【調査体制】 総務担当理事を委員長とし、職員の委員に加え弁護士、公認会計士の 2 名の外部委員を含む体制とした。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成 25 年 5 月～平成 28 年 7 月 ・調査対象 証拠書類保存期間内の平成 18 年度以降の、機構と DW 契約の全契約、S が契約措置要求した全契約、S の出張旅費、S が要求元となった外部委員への謝金等支払いの全案件（機構が発足した平成 15 年 10 月以降の契約のうち書類が残っていたものも対象とした）。 ・調査方法 S 及び S が協力者とする者並びに機構内外の関係者への聴き取り、上記契約等の契約書類及びメール等の書類確認、納入品の確認等を行った。また、機構内に類似の案件がないかについても調査を行った。
◇調査結果	<p>【不正の種別】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) DW との契約：詐取 (2) I 社との契約：品名替え <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 <ol style="list-style-type: none"> (1) DW との契約 S は研究において人手不足に悩み人手を確保したく良かれと考えて行ったことであり何ら悪意がなかったと説明するが、S は DW 等から支払われた資金を私的に流用し、生活費等に費消していたと考えられることから、それを目的としていたと判断せざるを得ない。 (2) I 社との契約 入札を避け少額随意契約とするためと考えられる。 ・手法 <ol style="list-style-type: none"> (1) DW との契約 DW に能力がないにも関わらず機構を誤信させて DW と契約させ、また、これに資金を支払わせ、詐取した。一部のプログラム改修では、契約締結以前に

改修作業が実施され終了していた。

(2) I社との契約

実際には1本のソフトウェアライセンスであるにもかかわらず、これを2分割し、一方を当該ソフトウェアのライセンス、一方を他の名目で機構に2本の契約を締結させ、I社においてこれを合体させる品名替えを行った。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

(1) DWとの契約

10件の契約において、上記手法の通り機構から詐取しており不正使用と判断した。また、Sは、DWに指示して機構からDWに支払われた資金の一部をS及び他協力者の口座に振り込ませ、Sは当該協力者に指示して一部をSに送付させ、Sの口座に振り込まれた資金は、同口座の残高と混和し、以後、私的に費消されていたと考えられる。Sは、業者Aにプログラム改修を行わせ、その謝礼を立替えて支払っており、その立替え分を回収した旨説明したが、Sからは業者Aの存在を証明する証拠は何ら提示されず、また、機構による調査でもデータや資料等からその関与を示すものは確認できなかった。このことは刑事裁判でも同様で、判決では上記のとおりプログラム等の改修の一部についてはSに無償で協力した第三者が行った可能性は否定できないとするに止まり、業者Aの存在、及び、Sが謝礼を立替えて支払った事実はいずれも認定されなかった。Sは、機構が契約相手方であるDWに支払った資金をDWから自己口座に振り込ませているが、そもそもこのような行為自体あってはならない不正な処理であり、業者Aを特定する情報を明らかにせず、Aへの支払いを証明する証拠を提出しないこと、DWからSに振り込まれた資金の流れからも業者Aの存在をうかがう事情は認められないことを踏まえれば、Sは資金を私的に流用したと判断せざるを得ない。

(2) I社との契約

2件の契約において、上記手法の通り品名替えをしており不正使用と判断した。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその用途（私的流用の有無）

資金の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数
科学研究費補助金	3,015,999円	1人
運営費交付金	4,340,662円	1人
計	7,356,661円 (私的流用有)	1人(実人数 [※])

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因及び再発防止策】

発生要因及び再発防止策の基本的な考え方を以下の通りとした。

- (1) Sのモラル・自覚欠如を踏まえ、予算を執行する職員のさらなるモラルの向上が最も重要であること
- (2) 機構が制度を整えてはいたものの結果として不正を許したことから、不正が困難になるような制度の見直し等を行うことが必要であること
- (3) Sが所属長や同僚等との密なコミュニケーションがなかったことなど制度をめ

	<p>ぐる環境の整備が必要であること 上記を踏まえ、研究費不正防止対策委員会は、平成 25 年 9 月 9 日に下記 (1) ~ (3) の再発防止策を策定した。機構は、同年、再発防止策を実行に移し、これを継続している。</p> <p>(1) 予算執行に係るモラルの向上 ア. 「JAXAにおける予算執行に関する行動規範」を制定、周知している。 イ. 全職員対象の研修を実施し、その後も各種研修を継続している。 ウ. 不正行為時の懲戒処分と実績、損害賠償請求の可能性を周知している。</p> <p>(2) 調達制度の見直し 調達手続きにおける不正を防止、発見するため以下の見直しを行い、規則等の改正を行った。 ア. チェック機能強化：不正防止の観点から効果的、効率的な確認を行うためのチェックリストを導入し、活用している。 イ. 業者情報の見直しと活用：機構の財務会計システムの業者情報を見直し、業者の詳細な情報を確認できるよう追加し活用している。 ウ. 検査実施要領の改正：検査が難しいものをより適当な者に検査を行わせること、発議者を検査員に指名できないこと、発議者による説明責任の明記の改正を行い、運用している。 エ. 内部監査における確認：平成 25 年度からは、監査の頻度を倍増し、競争的資金は、研究期間が終了した課題以外のものからも選定し監査を行っている。本件再発防止策が有効かつ効果的に機能しているかに加え、所属長の自己点検シートも定期監査で実施し、監査を強化している。</p> <p>(3) 制度をめぐる環境の整備 ア. 所属長に対し、研究者が同僚等の周囲とのコミュニケーションが図りやすい環境とするよう注意喚起し、継続して周知している。また、所属長は研究実態を把握することとし、これを確認している。 イ. 職員が契約措置要求等の各種相談ができるよう予算執行に関する相談窓口を設置し、運用している。 ウ. コンプライアンス総合窓口を機構公開ホームページに掲載し、また、調達仕様書に記載し、契約相手方に対し同窓口を周知している。</p> <p>(4) 再発防止策の取組状況 平成 25 年以降の上記取組状況について、機構の評価・監査部による監査において、概ね有効かつ効果的に機能していることが確認されている。このため、機構は引き続き再発防止策の実施とその監査を継続する。</p> <p>(5) 再発防止策実施後の措置 上記再発防止策実施後も、不断の見直しを行っている。 ア. 国のガイドラインを踏まえ、平成 26 年 10 月に、競争的資金に関し、事務部門による給付事実の確認、事後確認 及び一者一社契約の給付事実の確認、特殊な役務（プログラム等の開発等）契約においてその部署以外で知識を有する者による役務履行の詳細の確認を行うこととして更に検査を強化した。 イ. 同じく国のガイドラインを踏まえ、平成 27 年 9 月に研究倫理委員会を立ち上げ、研究倫理に係る研修など、研究不正の事前防止のための取り組みを行い、平成 28 年 4 月に、若手研究者が相談できる研究相談員に係る制度を整備した。</p>
--	---

<p>◇その他(研究機関が行った措置)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者の処分 機構の規程に基づき、Sを懲戒解雇とした。 ・交付中又は委託契約中の公的研究費の取扱い 調査開始後に使用停止を行った。運営費交付金に係る不正使用分についてSに対して損害賠償請求を行った。 ・本件の公表状況 平成 25 年 5 月 14 日 「機構職員の逮捕について」をプレスリリースするとともに機構ホームページに公表（氏名公表なし） 平成 28 年 7 月 20 日 処分結果を機構ホームページに公表（氏名公表なし） 平成 28 年 7 月 20 日 「研究費不正使用に関する調査結果」として機構ホームページに公表（氏名公表なし）
-------------------------	---